

平成30年第2回定例会議案審査特別委員会会議録

平成30年5月28日 午前10時26分 開 議

出席委員

委員長	小松崎	誠
副委員長	櫻井 繫	行
委員	藤井 裕	一
委員	矢口 龍	人
委員	小座野 定	信
委員	鈴木 良	道
委員	佐藤 文	雄
委員	加 固 豊	治
委員	古 橋 智	樹
委員	田 谷 文	子
委員	岡 崎	勉
委員	川 村 成	二
委員	来 栖 丈	治
委員	設 楽 健	夫

欠席委員

な し

出席説明者

市 長	坪 井 透
副 市 長	横 瀬 典 生
市長公室長	木 村 義 雄
理事（地域未来投資推進担当）	西 山 正
参事（行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当）	山 内 美 則
総務部長	小松塚 隆 雄
市民部長	田 崎 清
保健福祉部長	寺 田 茂 孝
市民部参事（兼）国保年金課長	君 山 悟
税務課長	元 木 義 和
市民協働課長	中 泉 栄 一
社会福祉課長	吉 田 均
企画監（行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当）	豊 崎 伴 之

出席書記名

納	税	課	阿	部	正	寿
市	民	協	藤	澤	修	平
議	會	事	齋	藤	邦	彦
議	會	事	檜	山	宏	美

議 事 日 程

平成30年5月28日（月曜日）午前10時26分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議案の審査
 - (1) 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて〈かすみがうら市税条例の一部を改正する条例〉
 - (2) 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて〈かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例〉
 - (3) 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて〈かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例〉
 - (4) 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて〈かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例〉
 - (5) 議案第42号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 議案第43号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - (7) 議案第44号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
4. 閉 会

開 議 午前10時26分

○小松崎 誠委員長

ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから平成30年第2回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日、市長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

市長 坪井 透君。

○坪井 透市長

それでは改めまして、おはようございます。

平成30年第2回定例会議案審査特別委員会を開催いただき、まことにありがとうございます。

ただいま本会議から付託をされました承認第1号から承認第4号、それから議案第42号から議案第44号の7件につきまして、慎重にご審査をいただきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

○小松崎 誠委員長

ありがとうございました。

それでは、書記を指名いたします。

納税課 阿部正寿君、市民協働課 藤澤修平君、議会事務局 齋藤邦彦君、同じく檜山宏美君、以

上4名を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布いたしました審査予定表のとおりであります。

なお、本日の審査に係る資料につきましては、お手元に配布したとおりであります。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、お手元の審査予定表に基づき、審査することといたします。

また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

それでは、お手元の審査予定表に基づき、本委員会に付託された議案等の審査に入ります。

初めに、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

承認第1号につきまして、元木税務課長から補足説明を申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

○小松崎 誠委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

それでは、議案概要書の3ページをお願いします。

5月17日に開催されました全員協議会において、この中の内容の(1)の個人市民税関係について佐藤委員より質問があった件について述べさせていただきます。

こちらの個人市民税関係で850万円の給与収入を超える方が増税になるということで、そこについての金額の対比ということをお話をいただきましたが、まず、こちらの改正がことしの4月1日ということになっておりますが、実際の課税については、平成32年中の所得に対して平成33年度分の個人住民税について適用されるものとなります。ちなみに平成30年の所得におきまして、給与収入850万円を超える対象者が、840人いらっしゃいました。金額の差分については、22歳以下の扶養親族がいる場合や、特別障害者が控除対象者の中にいる場合等、人によって内容が変わってきますので、差額については今の段階では答弁できません。申しわけありませんが、よろしくお願いたします。

以上となります。

○小松崎 誠委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、説明で給与収入850万円を超える方が、当市では840人で、ただ額についてはわからないということですが、実はこの2018年度の税制改正で、所得税はどう変わるかという大和総研の資料がありました。政府は、国、地方合わせて差引き862万円の増収を見込んでいるとなっています。これまで、年収1,000万円を超えるとなっていたことが、年収850万円になったということもあわせて書いてありますが、年収850万円から年収2400万円の方が204万人と、これ子育てや介護世帯を除くと書いています。そうすると、大体概算がこういうふうに出されているのですが、数的に金額がわからな

いというのは、先々の話ではなくて今の段階ではどのくらいなのか見当はつかないですか。

○小松崎 誠委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

そちらにつきましては、給与所得者のみであれば、単純計算でいきますと給与収入 850 万円を超える方は、15 万円の所得がふえるような計算になります。単純計算でいきますと、その方の税率は 10 パーセントの住民税ですから 1 万 5000 円、その対象者数掛けるこの人数対象者ということになると思いますが、自営業者といった方たちは、基礎控除がプラス 10 万円になって、逆にそういう人たちは税額が減ると思いますので、総合的な部分での数字は難しいというお話をさせていただきました。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

この大和総研のほうにも自営業者は減税になると、200 万人強が減税になるようです。ただ、今、増税になるのがどのくらいなのかということは、わかるのではないですか。

○小松崎 誠委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

単純計算でいきますと、先ほど申しました 1 人あたり 1 万 5000 円が増税になりますので、それ掛ける 840 人ということにはなりますが、この中に、先ほど申しました 22 歳以下の扶養親族がいる方、それから特別障害者控除の対象となる方等といった部分の個別の判断ができません。単純計算でいきますと 840 人掛ける 1 万 5000 円が給与所得者については増税の可能性があるということです。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

はい、わかりました。

それから、年金の受給者ですが、増税になるのが年収 1000 万円を超える方になっておりまして、公的年金等以外の所得を持っている方が 15 万人増税になるというのですが、当市ではどのくらいですか。

○小松崎 誠委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

そちらについては数字をとってございませんので、平成 33 年以降の課税になると思います。その時点で、また検討してみたいと思います。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それでは、(2) の固定資産税についてお尋ねします。

固定資産税については、生産性革命の実現に向けてという中身があるようですが、この生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援、いわゆる生産性向上特別措置法についてご説明いただけますか。

○小松崎 誠委員長

理事 西山 正君。

○理事（地域未来投資推進担当）（西山 正君）

ご質問の生産性向上特別措置法でございますけれども、大変幅広い内容を含んだ法律ではありますが、今回の固定資産税の免除に係る部分で申し上げますと、この法律に基づいて市町村のほうで市内の中小企業、この中小企業も全ての中小企業というわけではなく、資本金1億円以下の中小企業になります。この中小企業が導入する生産性の向上に資するような設備投資、このような設備に係る償却資産に係る固定資産税をある一定期間免除する、あるいは減額するという仕組みになっております。

どれくらいの割合が、免除あるいは減額するのかというのは、市町村のほうに条例で定めることができるようになっておまして、かすみがうら市の場合はこれをゼロにするということで、今回改正をお願いしているところでございます。

以上です。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

中小企業の設備投資にかかわる固定資産税の減税というのは、もう既に中小企業等経営強化法というのがあって、それに基づいて生産性向上計画の認定を受けた中小企業、これが一定程度の設備投資をすれば3年間課税標準か、これを2分の1にするという特例措置が設けられていると思いますが、これについてとこの関連はいかがですか。

○小松崎 誠委員長

理事 西山 正君。

○理事（地域未来投資推進担当）（西山 正君）

今の佐藤委員のおっしゃった特例が今回廃止されまして、それにかわるものとして、3年間にわたって固定資産税をゼロにするという特例が導入されることとなります。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

次に、3年に1度固定資産税の評価の見直しに当たって、土地に係る特別措置を3年間延長されるというのですが、ちょっとよく意味がわからないので、このことについて詳しく教えていただけますか。

○小松崎 誠委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

こちらの内容につきましては、今までも評価替えの時点で、3年更新で行われた制度になりますが、まず固定資産税の課税については、宅地の評価額の7割、仮に1000万円の評価額ですと700万円の課税標準額に1.4%の税率を掛けて課税するというのが目途として決められています。実際土地の価格が急激に上がった場合に、前年度1000万円の評価額が2000万円の評価額になったという場合に、その評価額の7割のまま税率を掛けると税額がもの凄く上がってしまいますので、そういったことがないように負担調整という形で税額の据え置きとか、5%ずつ課税標準額を上げて税金を少しずつ上げていくこととなります。簡単に言いますと、そういったことで一気に土地が上がった場合に税額だけ上げないといった調整ができる措置を固定資産税の課税の中で設けていますので、それが今回も継続

になるという形です。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これは、特別3年間延長したというのは、何か理由があるのですか。

○小松崎 誠委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

理由と申しますか、商業地等の土地に係る課税の仕組みの中で、やはりバブルのころにぐんと上がったものが今下がってきていますので、その課税標準額の7割に近づける部分について、今でも調整が必要な土地が多数あり、総務省で継続して行っているという形です。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

当市では、そういう関係で、どのくらい対象になるのでしょうか。

○小松崎 誠委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

その統計は特別とっていませんが、やはり納税者の方に理解していただくために、課税標準額が高くなったという相談があった場合には、こういったことで課税標準額を決めて、それに1.4%の税率で課税していますと説明しております。負担水準がその7割になっていない土地がどれくらいあるかについては、今ここで数字はちょっとわかりかねますので、申しわけありませんが、よろしくお願ひします。

○小松崎 誠委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小松崎 誠委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

やっぱり給与所得控除問題で、今まで給与収入1000万円が、給与収入850万円に引き下げられるということは、やっぱり一番問題で、対象者が840人いらっしゃる。中間層が増税になるのは、大変なことなので、基本的にはこれについては反対であります。

そして、今、西山理事がおっしゃったように、これまでの中小企業に対する減税措置から、また改めてこの生産性革命の実現に向けたという中身ですが、非常にITだとかいろいろ細かい条件がついていて難しいと言われているようです。そういう意味では、これに特化すると一部の人のみになってしまうのではないかと申すおそれがありますので、これについても反対です。総じてこれについては、承認しかねます。

○小松崎 誠委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小松崎 誠委員長

討論を終結いたします。

本案は、起立によって、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小松崎 誠委員長

起立多数であります。

よって、本案は、承認すべきものと決定しました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等がございますか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

ご苦労さまでございます。

市民部からの補足説明は、ございません。よろしくをお願いいたします。

○小松崎 誠委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小松崎 誠委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小松崎 誠委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小松崎 誠委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等がございますか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

補足説明は、特にございません。よろしくをお願いいたします。

○小松崎 誠委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

基礎課税額の賦課の限度額をまた上げる。一昨年もそういう措置で52万円が54万円になった。いづれにしても、上がりました。今回も、54万円から58万円の4万円の負担増になりますので、これの対象になる人数とその負担増の金額は、幾らになりますか。

○小松崎 誠委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

まず基礎課税額の引き上げの件でございますけれども、こちらにつきましては、平成29年度当初課税段階で128世帯の方が該当していました。ですから、まず平成30年度はこれからの課税になりますけれども、128世帯の方が、この限度額引き上げにより影響は受けるものと考えております。

あと金額等につきましては、ちょっと把握してございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

よろしくできません。どのくらいなのかということは、前は答弁をもらいました。2年前は答弁していただきましたよ。

○小松崎 誠委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

それでは、後ほど調べて、お答えしたいと思います。よろしくお願ひします。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

後ほどではなくて、ちゃんと調べておかなければいけないのではないですか。大体、こういうことは、質問されるのはわかっていたわけでしょう。2年前に質問している。そうしたら、それは大体の概算でいいでしょう、当たり前ですよ、まだ所得が確定していないですから、概算だってわかるでしょう。

○小松崎 誠委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時50分

○小松崎 誠委員長

再開いたします。

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

平成29年度の段階で、今回の引き上げによりまして約480万円の課税増額となる見込みです。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

2年前とほぼ同じような答弁になったようです。それで、つけ加えて同じように低所得者にかかわる軽減判定、判定の所得の見直しとって5割と2割の軽減がありますよね。5割軽減が27万円から27万5000円になる。2割軽減が49万円から50万円になる。同じような質問です。対象人数と軽減額は、わかりますか。

○小松崎 誠委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

最初に、5割軽減ですけれども、世帯数で17世帯ほど新たに該当になります。税額で71万125円が影響になります。次に、2割軽減世帯で新たに18世帯が該当になります。金額的に41万9750円になります。合計しますと、平成29年度段階で35世帯、合計で112万9875円が課税の減額になるような予定でございます。

以上です。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、このウのマイナンバーによる情報連携が可能な場合に対応した文言の改正について、ちょっと意味を教えてください。

○小松崎 誠委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

最初に、特例対象被保険者という定義につきましては、会社都合による退職された方、いわゆる人員整理により退職された方、その方が新たに国民健康保険に加入される方が対象になります。この方が国民健康保険に加入されるときに、雇用保険受給資格者証を添えて、以前は申請をしていただきました。今回の改正によりまして、この雇用保険受給資格者証の提示がなくても、マイナンバーの連携により、こちらで確認がとれるようになりました。改めてない場合にでも、申請ができるようになっているという手続きでございます。

以上です。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

雇用保険受給資格者証の添付が申請の条件になっていたけれども、簡単に言うと、マイナンバーを通知すれば申請が可能になるということですか。

○小松崎 誠委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

マイナンバーの連携によりまして、本人が忘れてきたと言った場合には、こちらのほうで情報連携により画面で確認はとれるということでございます。

以上です。

○小松崎 誠委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小松崎 誠委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

前日も同じような議案が出たのですが、今、国民健康保険税そのものが高いといわれておりまして、被保険者同士のやりくりでは限界があるわけです。そういう意味では、国庫支出金をちゃんと大幅に増額するということが必要だと思えます。限度額をまた4万円引き上げることについては、私は反対です。

○小松崎 誠委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小松崎 誠委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、起立によって、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小松崎 誠委員長

起立多数であります。

よって、本案は、承認すべきものと決定しました。

次に、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

補足説明は、ございません。よろしくお願ひいたします。

○小松崎 誠委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小松崎 誠委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小松崎 誠委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 42 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

補足説明は、特にございません。よろしく願いいたします。

○小松崎 誠委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

高校生の入院ですが、当市の影響額はどうなるのでしょうか。それにより県が負担し、当市は高校生までの入院については、補助する形になると思います。そうすると、県はどのくらい負担して、当市はどのくらいの負担になってくるのかということと思いますが、それについては数字的には概算をお答えできますか。教えてください。

○小松崎 誠委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

ただいまのご質問ですけれども、この後、議案第 44 号の補正予算で計上してございますので、そちらのほうで詳しく説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

議案第 42 号は一応議案なので、議案第 44 号の議案で説明させていただきますというのはおかしいでしょう。議案第 44 号は後ですよ。議案第 42 号のときの質問です。議案第 44 号のときの説明を、議案第 42 号のときに説明すればいいのではないですか。

○小松崎 誠委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前 10 時 59 分

再 開 午前 10 時 59 分

○小松崎 誠委員長

再開いたします。

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

大変申しわけありませんでした。

それについて説明をさせていただきます。

まず歳出のほうでございますけれども、新たに18歳までの入院の件ですけれども、今回見込みましたのは、中学生の入院分を参考に概算で組み込んでございます。中学生の入院分ですけれども、過去3年間、平成27年度から平成29年度までの各3年間の平均をとりまして、年間で22件、医療費で約150万円ということで今回見込んでございます。これはあくまでも1年分で、これだけの金額に恐らくなるだろうということを見込んでございます。今回補正予算は、これの5カ月分、10月から適用でございまして、実質医療費は1カ月おくれの請求になりますので、5カ月分で歳出予算を見込みまして、そのほかに事務費等も合わせまして、今回補正予算で要求してございます。

歳入につきましては、今回県医療費の補助……

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

質問していないけれども。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

失礼しました。

歳出は以上のようなことで計上しまして、78万2000円を歳出予算として計上してございます。

以上です。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

中学生の例を参考に3年間を平均して、1年間だと150万円程度だろうということをつくっているけれども、県のほうの負担というのは、どのくらいですか。

○小松崎 誠委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

県の負担でございまして、こちらの扶助費と事務費合わせまして、県の補助金額としましては、62万5000円を見込んでおります。この2分の1で、県のほうは31万2000円の歳入を見込んでございます。

以上です。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

年間ではわからないということですね。計算すれば年間は出てくるということですか。

○小松崎 誠委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

ただいまの質問については、年間分はちょっと計算していませんので、今の段階ではわかりません。

以上です。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

所得制限が撤廃されていないと思いますが、その所得制限について、ちょっと正確に教えていただけますか。

○小松崎 誠委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

すみません、答弁調整のために暫時休憩をお願いします。

○小松崎 誠委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時05分

○小松崎 誠委員長

再開いたします。

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

マル福の所得制限でございますけれども、所得が630万円以上で、扶養1人につき38万円の加算がございます。

以上です。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

参考にお聞きしますが、高校生までの入院ですが、通院については、答弁できませんか。

○小松崎 誠委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

ただいまの質問でございますけれども、現段階で私どものほうでちょっとわからないのが正直なところでございます。

以上です。

○小松崎 誠委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

反対討論は、ありますか。

○小松崎 誠委員長

討論ですから、反対討論からお願いします。

ないようでしたら、賛成討論をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

拡大されるわけですから、反対するわけにはいかないわけですね。ただ通院というのは、やっぱり要望が多いし、それから、所得制限撤廃というの大きな課題ではないかなと思います。でも一歩前進だということで賛成いたします。

○小松崎 誠委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第43号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

今回の改正に関しましては、国民健康保険期別税額の端数計算の見直しを行うものでございます。担当課長より補足説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○小松崎 誠委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

参考資料等を用意させていただきましたので、資料配布のために暫時休憩をお願いします。

○小松崎 誠委員長

資料を配布してください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時09分

○小松崎 誠委員長

再開いたします。

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

お手元に資料等を配布させていただきました。それに基づきまして補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、期別税額の端数処理の変更ということになってございます。

今回の参考資料で例として示してございますけれども、年税額で15万600円、これを期別に割り振りますと、次の下段にありますように、15万600円を8期で割り返します。そうすると平均で1万8825円となります。

その下に期別納税額ということで、改正前の第1期から第8期まで数字等が載ってございます。これにつきましては、参考ということで、下のほうに地方税法第20条の4の2のアンダーライン部分にありますように、その納期限ごとの分割金額に1,000円未満の端数があるとき、その端数金額は全て最初の納期限に係る分割金額に合算するというので、改正前は、この規定に基づきまして第1期分に端数を集約しまして、第1期が2万4600円、第2期から第8期までが1万8000円ということになっています。

今回の改正によりまして、この端数金額を100円未満に変更することになりまして、改正後ということで、第1期が1万9000円、第2期から第8期までが1万8800円ということで、第1期と第2期の差がなるべく平準化するよう今回条例改正を行いまして、条例の提案をしているものでございます。

以上でございます。

○小松崎 誠委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

平準化することによって、第1期の負担感を少なくしていくという目的で今回改正をしたということが主な理由だと理解してよろしいですか。

○小松崎 誠委員長

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

佐藤委員がおっしゃるとおりでございます。

○小松崎 誠委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時26分

○小松崎 誠委員長

再開いたします。

次に、議案第44号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本日、審査予定の保健福祉部社会福祉課の質疑が終わった後に、討論並びに採決いたします。

それでは、市民部から特に補足説明等はございませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

まず、議案集44ページをお開きいただきたいと思います。

議案第44号、一般会計補正予算に関しまして、市民協働課長より説明をまずさせていただきます。その次に引き続きまして、国保年金課長という形で進めさせていただきます。

まず市民協働課長より説明いたします。よろしく願いいたします。

○小松崎 誠委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

それでは、市民協働課の補正予算を説明させていただきます。

議案集の50ページから51ページとなります。

まずは歳入の方から、議案集50ページの上から4つ目、20款5項7目雑入の自治総合センターコミュニティ助成金250万円でございます。

歳出が議案集51ページになりまして、2項1款10目自治振興費、02自治振興事業の中の19自治総合センターコミュニティ助成金250万円でございます。これは、財団法人自治総合センターによります宝くじの社会貢献広報事業として活力ある地域づくりを目指して、地域が自主的に取り組むコミュニティ活動に必要な備品などに対して助成を行うものでございます。今回は、逆西4区の山車製作に助成を行う予定になっております。同事業は、毎年10月ごろに申請をいたしまして、3月末に採択というスケジュールになっていることから、6月補正をさせていただくものでございます。

説明は、以上でございます。

○小松崎 誠委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、市民協働課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

逆西4区の山車の助成ということです。逆西4区の山車は、総額は500万円ぐらいですか。

○小松崎 誠委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

今回、この一般コミュニティ助成につきましては、100万円から250万円が上限となっております。その250万円でできる山車だということで聞いております。

○小松崎 誠委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

市民協働課に対する質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

市民部参事（兼）国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事（兼）国保年金課長（君山 悟君）

続きまして、国保年金課分の補正予算を説明させていただきます。

議案集50ページになります。

歳入になります。

歳入としましては、県支出金ということで医療福祉費補助金31万3000円を今回提示させていただいております。こちらは、マル福医療費関係の拡大によりまして、対象経費の2分の1を歳入として計上してございます。

続きまして、議案集51ページになります。

3款民生費1項社会福祉費5目医療福祉費ということで、補正額としまして78万2000円を計上してございます。主なものとしましては、右端にありますように、12節役務費としまして15万3000円を計上してございます。こちらは、対象になる1,232人の方に対して案内通知をする予定で、こちらの予算を計上してございます。

その下の20節扶助費として62万5000円を計上してございます。こちらにつきましては、今回の拡大によりまして、高校3年生までの入院分の拡大ということで、中学生の入院分過去3年間、平成27年度から平成29年度の平均を出しまして、年間22件、医療費として約150万円を見込んでございます。これの5カ月分ということで、62万5000円を扶助費として計上してございます。

国保年金課分は、以上でございます。

○小松崎 誠委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

国保年金課に対する質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第 44 号 平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当から特に補足説明等はございませんか。

参事 山内美則君。

○参事（行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当）（山内美則君）

それでは、議案第 44 号、一般会計補正予算の歳出のうち、旧宍倉小学校施設転用整備事業につきまして、ご説明させていただきます。

議案概要書では 12 ページ、議案集では 51 ページの 2 款総務費 1 項 6 目の右側の 08 事業でございます。

この事業につきましては、旧宍倉小学校の施設を、健康増進を中心とする（仮称）かすみがうら市ウエルネスプラザとして転用整備するものでございます。

本年度の当初予算の編成時点では、基本設計が中途の段階でしたので、一般的な大規模改修に係る実施設計の委託料のみを計上をいたしておりました。その後、基本設計のとりまとめや実施設計に向けた精査などを行う中で、当施設におきましても、開設の際には避難所指定を予定することといたしまして、そのための耐震性の向上を図ることになりました。これは、このたび地域防災計画を変更し、指定避難所の追加を行った千代田公民館、あじさい館、農村環境改善センターと同様とするものでございます。

また、それに加えて、用途変更に係る建築確認申請におきまして用地測量の実施が必要となりましたことから、今回の補正予算の措置をお願いするものでございます。

詳細につきましては、本日お手元に補足資料をお配りさせていただいておりますので、内容につきまして豊崎企画監のほうから説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○小松崎 誠委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当）（豊崎伴之君）

それでは、お手元に追加配布いたしましたこちらの資料の説明をさせていただきます。

題名としまして、旧宍倉小学校施設転用（仮称；かすみがうら市ウエルネスプラザ）整備事業についてとなっている資料でございます。

1 番としまして、転用整備の概要を掲載してございます。この内容につきましては、第 1 回定例会議案審査特別委員会で説明しました内容をまとめたものでございますので、参考としていただきたいと思っております。

資料の裏面にまいりまして、2 番としまして、補正予算の概要をまとめてございます。

補正予算の計上理由としましては、ただいま山内参事から説明があった内容を、(1)に記載してございます。

この中で、1 点目の耐震性を向上させるための補強設計でございますが、この旧学校施設については、一般の公共施設としての耐震性は満たしているため、転用整備の計画当初では、そのまま大規模

改修を行う想定をしておりましたが、避難所指定施設の耐震性能としましては、学校施設などと同レベルが目標とされておりますので、そういった意味で耐震性を向上させるための補強工事を、今回の大規模改修に合わせて実施したいと考えておまして、その設計費用を追加補正するものでございます。

次に、2点目の用地測量につきましては、今回の施設の転用で、学校施設から用途が変更になるため、建築確認申請と同様の手続が必要になってまいります。その確認申請において、敷地境界、それから敷地境界から建物の距離、それから敷地の高低、高さ、低さの差などを明らかにする必要があるため、そうした用地測量の費用を補正するものでございます。

こうした内容を中心に今回の補正予算の計上となっております、その内訳につきましては、(2)の表にまとめてございますので、ごらんいただきたいと思います。

そして、今後のスケジュールにつきましては、3に主なスケジュールとして、工程表的に今年度のスケジュールをまとめてございます。実施設計、用地測量を進めながら、関係機関との協議、それから条例の整備、今後の予算の調整などを進めてまいりたいと計画してございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○小松崎 誠委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

小座野委員。

○小座野定信委員

このウェルネスとは、どういう意味ですか。

○小松崎 誠委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当）（豊崎伴之君）

端的に申し上げますと、幅広い意味での健康増進ということで、生活全体を健康的にしようとする活動のことを指してございます。

○小松崎 誠委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

語源は何でしょう。

○小松崎 誠委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当）（豊崎伴之君）

語源は、ちょっと手元に資料がございませんが、そういった学者さんがつくられた造語ということで調べた経過がございませぬ。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

実施設計委託が当初予算 1339 万 2000 円で、これを耐震補強までということで今回検討してふやしたということですが、実際には、まだ実施設計委託をしていないということですよ。これを実施設計する前に、避難所の指定という問題は明らかになったということでしょうか。ちょっと確認です。

○小松崎 誠委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当）（豊崎伴之君）

昨年度、基本設計ということで実施しておりまして、その取りまとめの段階で避難所指定ということも考えていこうということで、今回その補強設計分を実施設計の費用に追加するというような内容でございます。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

改めてお聞きしますけれども、そういう意味では、当初の 1339 万 2000 円に補正の 1637 万 7000 円が加わって、総合計で補正後は 2976 万 9000 円と理解してよろしいですか。

○小松崎 誠委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当）（豊崎伴之君）

はい。本年度のこの事業に対する事業費は、ただいまおっしゃられたとおりでございます。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、この前議案審査で出していただいたスケジュールは、これと整合性がありますか。今回提出されたものですから、整合性についてちょっとチェックできないですが、平成 30 年、平成 31 年、平成 32 年と出されていると思います。これとどのくらい違いがありますか。

○小松崎 誠委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当）（豊崎伴之君）

前回の説明の際には、本年度、状況によってはプールの解体工事なども前倒しというようなことで説明をさせていただきましたが、その辺のスケジュールが、現場の状況なども踏まえまして、前倒しせず来年度を予定したいというところで、そのスケジュール期間が若干異なっております。あと設計の期間も若干延びているような状況でございます。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

この工程が、今言ったようにプールの解体は翌年度、平成 31 年度になるというのが、大体そのくらいが大きな変更と理解してよろしいですか。

○小松崎 誠委員長

企画監 豊崎伴之君。

企画監（行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当）（豊崎伴之君）

本年度予定している事業としては、そういった変更になってまいります。

○小松崎 誠委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

用地測量 777 万 6000 円の根拠について、ご説明いただきたいのですが。

○小松崎 誠委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当）（豊崎伴之君）

こちらにつきましては、国土交通省の定める設計の標準額ということで、面積や歩掛り等に基づいて積算、積み上げたものでございます。この額をもとに入札に付する予定でございます。

○小松崎 誠委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

この2番の歳出予算の内訳の補正予算の中で、耐震補強とかエレベーター棟増築による調査という項目が入っていますけれども、そもそもこのウェルネスプラザの配置を予定する主な機能の各項目については、基本的な設計といいますか、今後の体制づくりというものについても確定してきているという判断でよろしいですか。

○小松崎 誠委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当）（豊崎伴之君）

配置を予定する主な機能ということで幾つか並べてございますけれども、これを中心に進めていきまして、特に今、確定というようなことでございましたけれども、社会福祉協議会ですとか、シルバー人材センターなどとは協議を進めながらやっていくというようなスケジュールでございます。

○小松崎 誠委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

最終的な面積ということを含めて、これからの協議内容になっていくということで理解してよろしいですか。

○小松崎 誠委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当）（豊崎伴之君）

はい。そのように並行して進めていくようになります。

○小松崎 誠委員長

ほかに、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当に対する質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第 44 号 平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんか。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

引き続き、補正予算の歳出の部分の説明をさせていただきます。

議案集 51 ページ、2 款 1 項 7 目企画費の 03 企画調整事業であります。平成 29 年度の地域防災計画の改正に伴いまして、新たに公共施設 4 カ所を避難所と指定をされたために、それらに係ります施設の誘導サイン、いわゆる看板を作製するという内容であります。

以上です。

○小松崎 誠委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

全員協議会でお話しされたと思いますが、防災計画の変更で 4 カ所追加になった。この 4 カ所について教えていただけますか。

○小松崎 誠委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

千代田公民館、講堂、農村環境改善センター、あじさい館であります。

○小松崎 誠委員長

もう一度お願いします。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

千代田公民館、それから講堂、農村環境改善センター、あじさい館の 4 カ所であります。

○小松崎 誠委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

政策経営課に対する質疑は終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第 44 号 平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

担当であります社会福祉課長から補足説明をさせていただきます。

○小松崎 誠委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

社会福祉課長 吉田 均君。

○社会福祉課長（吉田 均君）

議案集 50 ページをお願いいたします。

14 款国庫支出金 1 項 1 目 4 節生活保護費負担金、補正額 168 万円でございます。生活保護費負担金につきましては、中国残留邦人の自立支援給付に係るものでございます。生活困窮者自立支援負担金につきましては、生活保護システムの改修に係るものでございます。

議案集 51 ページをお願いいたします。

歳入に関する歳出になります。

3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費、補正額 116 万円でございます。08 災害見舞金等支給事業の中国残留邦人の方々に対する支援としまして、満額の老齢基礎年金等の支給を受けても、なお生活の安定が十分に図られない場合に、従来の生活保護にかわり支給するものでございます。同市では 1 世帯 2 名の方が支援給付者となります。

続きまして、3 款民生費 3 項 1 目生活保護総務費、補正額 162 万円でございます。04 生活保護適正化推進事業としまして、10 月からの生活保護基準の見直しに対応するためのシステムの改修を行うものでございます。見直し概要につきましては、年齢階層や児童養育加算、母子加算、教育扶助等の見直しを行う内容でございます。

以上でございます。

○小松崎 誠委員長

以上で、説明が終わりました。

社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

中国残留邦人の自立支援ですが、これまで予算の中にこういう項目はあったのでしょうか。ちょっと記憶にないのですが。

○小松崎 誠委員長

社会福祉課長 吉田 均君。

○社会福祉課長（吉田 均君）

中国残留孤児につきましては、県の家庭訪問が毎年 1 回ございまして、そちらで昨年 10 月に家庭訪問を行いまして、そのときに申請に至っております。今回が補正で初めての対応となります。

○小松崎 誠委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これまで同じように、かすみがうら市には 1 世帯 2 名の方がいらっしゃったということですか。

○小松崎 誠委員長

社会福祉課長 吉田 均君。

○社会福祉課長（吉田 均君）

はい。申請はしておりませんでした、1 世帯 2 名の方がいらっしゃいました。

○小松崎 誠委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

その中国残留孤児ですか。邦人ですね。どういう流れといたしますか、どういう歴史の中で、そういう方がお見えになったのか、ちょっとお教え願いたいのですが。

○小松崎 誠委員長

社会福祉課長 吉田 均君。

○社会福祉課長（吉田 均君）

中国残留邦人の方々につきましては、戦後の混乱による肉親との離別などで日本に引き揚げる機会をなくした方で、中国、樺太、ロシアなどの旧ソ連地域に長い間残留を余儀なくされた日本人の方々でございます。日本に帰国されたときには、既に年齢を重ね中高年となってしまいました。日本の教育も受けてないことから、支援するというものでございます。

○小松崎 誠委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

社会福祉課に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第 44 号に対する質疑が終わりました。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小松崎 誠委員長

それでは、これをもって平成 30 年第 2 回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでした。

閉 会 午前 11 時 54 分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成30年第2回定例会議案審査特別委員会

委員長 小松崎 誠

正誤表

(誤)18 ページ 10 行

○市民協働課長（中泉栄一君）

今回のこの一般コミュニティ助成につきましては、100 万円から 250 万円が上限ということになっておりまして、その 250 万円ででき上がる山車だということで聞いております。

(正)18 ページ 10 行

○市民協働課長（中泉栄一君）

今回のこの一般コミュニティ助成につきましては、総事業費 378 万円に対し助成額上限の 250 万円を助成するものです。